

事業所情報（認知症対応型共同生活介護）

（平成 28 年 5 月 20 日現在）

事業所名 あつとほ一む雨晴

1 基本情報

所在地： 〒933-0133 富山県高岡市太田桜谷23-1	
TEL：0766-44-8060	ホームページ： http://www.meijukai.com/new/ama-gp-index.html
FAX：0766-44-8062	E-Mail：ama13@meijukai.com
事業所までの交通手段：JR 氷見線雨晴駅下車徒歩 5 分	
事業所開設年月：平成 12 年 5 月 10 日	
介護保険事業者番号：1670200516	介護保険指定年月日：平成 26 年 5 月 10 日
敷地面積： 1,150 m ²	建物面積： 延床面積 294.84 m ²
開設者（経営法人）：医療法人社団明寿会 理事長 福田英道	設置主体（開設者への委託元等がある場合）：
管理者名： 管理者 窪田直美	

2 事業所の職員体制

職員の専門資格の保有状況（複数の資格保有は重複記載）	職員総数	常勤職員： 6 名	非常勤、その他： 名	計： 名
	医師： 名	介護福祉士： 6 名	ヘルパー： 名	
	看護師： 名	理学療法士： 名	作業療法士： 名	
	准看護師： 名	保健師： 名	栄養士： 名	
	薬剤師： 名	介護支援専門員： 2 名	社会福祉士： 名	
	（上記以外の資格であって事業所として公表したいもの状況）資格名称 認知症ケア上級専門士：人数 1 名			

3 事業所の方針（運営の方針）

認知症対応型共同生活介護事業として家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送れることにより、認知症の進行を遅らせ、家族の負担の軽減に資することを目的とする。
--

4 サービス内容

ユニット数	1 ユニット
定員	9 人
居室面積	最小： 10.7 m ² 最大： 10.7 m ²
居室備付設備等	ベット、エアコン、洗面所、クローゼット
協力医療機関	高岡ふしき病院
協力歯科医療機関	油田歯科医院
連携・支援先 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	老人保健施設アルカディア雨晴
入浴回数、時間の選択の可否	週 4 回沸かし 2 回は入浴して頂く・可能な限り本人の希望に添う
入浴設備の状況（一般浴・特浴）	一般浴（家庭浴槽と同タイプ）
主な機能訓練の内容	下肢運動（個別ケアプランにて実施）
主なレクリエーションの内容	園芸、習字、散歩、ドライブ、裁縫、塗り絵、家事活動等
嗜好品の持込制限の有無 （有りの場合の内容）	タバコ（全館禁煙のため）
家族等の面会可能時間	9 時～19 時
家族の宿泊の可否	可
地域との交流内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長や民生委員に、運営推進会議に出席して頂いている。 ・地域の行事や、公民館での健康教室に参加させて頂いている。 ・地元の商店を利用している。
介護相談員の受け入れの有無	有
家族会・利用者による自治会等の活動状況	家族会は年 1 回実施・地域行事を中心に参加

5 サービス利用のために

利用申込窓口電話番号	0766-44-8060
保険給付対象内の 利用料金 (要介護度別の平均的な 1月あたり自己負担額)	要介護1： 759円 要介護2： 795円 要介護3： 818円 要介護4： 835円 要介護5： 852円 【利用内容等により大きく異なる場合がありますので、 契約前に十分にご確認下さい。】
その他の費用 (保険給付対象外)	家賃(月額1400円)、食材料費(1日1150円)、理美容代(実費)、オムツ代(リハビリパンツ200円、尿取りパット30円)、通院診療費(一部負担)、電気機器使用料(対象機器持込み1台につき52円)
申込時の注意事項	契約書、重要事項説明書による
苦情等受付窓口電話番号	0766-44-8060

6 事業所の情報提供資料、見学、実習生・ボランティアの受け入れ

事業所が利用申込者等に提供している資料名 (重要事項説明書、パンフレット等)	事業所の見学の可否	実習生の受け入れの有無	ボランティアの受け入れの有無
パンフレット、重要事項説明書	可	可	可

7 その他の特記事項(サービス利用にあたっての留意事項等)

<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者又は要支援2の者であって認知症状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方を対象とさせていただきます。 ・入居に際し、主治医の診断書により認知症の状態にある高齢者であることを確認させていただきます。 ・入居者の入退居については、医師の診断等により入院治療を必要とする場合及び入居者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な施設を紹介する等の措置を講じます。 ・入居者が家族等による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努めます。 ・消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画、また非常災害対策を講じます。
